

総務常任委員会記録

令和5年12月11日（月）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時03分

○出席委員（7名）

5番 赤平泰衛委員 16番 木村隆洋委員 17番 千葉浩規委員
19番 外崎勝康委員 24番 三上秋雄委員 25番 佐藤哲委員
27番 清野一榮委員

○出席理事者（10名）

財務部長	奈良道明	管財課長	工藤浩
道路維持課長	柴田義博	監査委員事務局長	岩崎文彦
監査委員事務局次長	竹内孝行	総務部長	番場邦夫
人事課長	福士太郎	上下水道部総務課長	中村洋幸
契約課長	黒沼立真	道路維持課長補佐	西舘俊樹

○出席事務局職員（2名）

局長 佐藤記一 書記 成田敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第83号 弘前市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第83号弘前市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） それでは、議案第83号弘前市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由であります。市所有の土地が駐車場その他の施設の利用に伴い使用される

場合に、消費税及び地方消費税相当額を徴収することとするなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

第1条は、弘前市行政財産使用料徴収条例の一部改正でありまして、行政財産である土地を貸付けする場合の使用料について、貸付けの期間が1か月に満たない場合のみ消費税及び地方消費税——以下、消費税等と略させていただきますが、消費税等を課税することとしておりましたが、消費税法施行令の規定に合わせ、土地と建物を併せて貸付けする場合や駐車場等の施設の利用に伴って使用される場合は、消費税等の課税対象とするものであります。

第2条は、弘前市道路占用料徴収条例の一部改正でありまして、道路の占用期間が1か月未満のもののうち、占用料の単位が日額のものに限り、消費税等を課税することとしておりましたが、道路法施行令の規定に準じ、占用料の単位にかかわらず消費税等の課税対象とするものであります。

第3条は、弘前市民中央広場条例の一部改正でありまして、市民中央広場の使用料について、使用期間が1か月に満たない場合のみ消費税等を課税することとしておりましたが、消費税法等の規定に合わせ、使用期間にかかわらず消費税等の課税対象とするものであります。

なお、参考資料としてお配りしております資料1は、土地の貸付けに係る消費税法及び消費税法施行令の規定に関する資料、資料2から4までは、各条例の新旧対照表となっておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○16番（木村隆洋委員） 今、部長から御説明いただいたのですが、この時期にこういう改正を行うということは、恐らくインボイス制度の導入に伴って行ったのかなと感じているのですけれども、今回、この条例改正に至った経緯というのは、どういうことなのかお伺いしたいと思います。

○管財課長（工藤 浩） 今回、条例改正に至った経緯ということでございますけれども、令和5年8月29日に、普通財産の貸付け、賃貸借契約によって土地と建物を併せて貸付けしている相手方から、本年10月開始のインボイス制度の開始に伴いまして、その消費税額明細の交付依頼がございました。その際に、相手方と土地及び建物の貸付料について確認をしている中で、相手方からの御指摘がございまして、これまで市では非課税対象としていた土地貸付料について、本来は課税対象となるケースであることが判明いたしまして、内容を確認したところ、現在の条例の規定というのが、消費税法、あるいはそういった法令の関係の規定に合致していない箇所があるということで、その不明確であった部分を明確にすると、土地と建物を併せて貸し付けるような場合も消費税の課税対象となるということを明確にするための改正ということでございます。

○16番（木村隆洋委員） 今まで非課税だと思っていたものが課税対象になると、インボイス制度の導入によってという説明だったと思うのですけれども、そうすれば、その施設は、個別は要らないので、多分結構あると思うので、どのぐらいの数があるのかと、新たに課税対象になるということで、その影響額というか、それはどのぐらいになるのか、お伺いできればと思います。

○管財課長（工藤 浩） まず今回、影響額がある件数、金額ということでございますけれども、行政財産といたしましては、10件、86万9774円、そして普通財産のほうでは、同様のケースが

7件で95万5776円、行政財産と普通財産の合計といたしましては、17件で182万5550円となっております。この金額につきましては、調査期間といたしまして、文書の保存期間から、行政財産は現年度と過去5年間、普通財産は現年度と過去10年間までの範囲で調査した内容となっております。

○16番（木村隆洋委員） ごめんなさい。さっきの答弁漏れで一つ。影響のある施設の数とかがもし分かれば、個別の場所はいいので、駐車場も含めて何施設か、額は聞いたのですけれども。

○管財課長（工藤 浩） その施設数というのが、影響があった件数ということで、行政財産としては10件、普通財産では7件、合計17件となっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第84号 弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第84号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（岩崎文彦） 議案第84号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、弘前市監査委員条例、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものであり、令和6年4月1日から改正法が施行となる地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。改正内容は、現行の地方自治法第243条の2及び同法第243条の2の2が、それぞれ同法第243条の2の7及び同法第243条の2の8と改められるため、関連する三つの条例で当該条項を根拠とする規定について改めるものであります。

第1条では、弘前市監査委員条例において、職員の賠償責任の有無及び賠償額について、普通地方公共団体の長から要求があった場合に監査する規定の根拠条項を地方自治法第243条の

2の2第3項から同法第243条の2の8第3項に改めるものです。

第2条では、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を得て免除することができる規定の根拠条項を地方自治法第243条の2の2第8項から同法第243条の2の8第8項に改めるものです。

第3条では、弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において、市長や職員等の市に対する損害を賠償する責任について、その一部を免除することができる規定の根拠条項を地方自治法第243条の2第1項から同法第243条の2の7第1項に改め、職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を監査委員に求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じる規定の根拠条項を同法第243条の2の2第3項から同法第243条の2の8第3項に、それぞれ改めるものです。

附則については、本条例の施行期日を令和6年4月1日とすることを規定しております。

以上です。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第94号 動産の取得について（除雪ドーザ11トン級）

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第94号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ドーザ11トン級の取得に係る議案第94号につきまして、買入れする除雪ドーザのパフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第94号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、除雪ドーザ11トン級1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ドーザ11トン級が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする除雪ドーザ11トン級は、株式会社小松製作所製のWA200-8で、ディーゼルエ

ンジン搭載、エンジン定格出力が94キロワット、契約金額は1786万9500円、契約の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店であります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、1回目として、老朽化したということですが、更新の目安や今の現状について。

二つ目が、市で保有するドーザの種類と台数、その中でこの除雪ドーザ11トン級の使い方。

三つ目が、4者が参加したということなのですが、その評価について答弁をお願いします。

○道路維持課長（柴田義博） まず、更新の目安及び更新する車両の現状についてお答えします。

更新の目安につきましては、購入から経過した年数が標準使用年数を超過しております。また、機械の劣化の具合や状態等を勘案し、更新することとしております。更新する除雪ドーザにつきましては、標準使用年数が13.5年に対しまして20年経過し、老朽化が著しい状況であることから更新することとしたものです。

続きまして、所有する除雪ドーザの種類、台数、使用方法についてお答えします。道路維持課が所有する除雪ドーザの種類及び台数につきましては、現在、まず3種類がございます。8トン級が1台、11トン級が6台、14トン級が5台、合計12台を所有しております。

使用方法につきましては、一般除雪作業及び路面整正、除雪ロータリと組み合わせまして、拡幅除雪や運搬排雪に使用しております。

○契約課長（黒沼立真） そうすれば、私のほうから、入札に4者参加しているが、その評価はということでお答えしたいと思います。

まず、事前に今回の仕様を満たすドーザについて取扱いがあるかどうか、業者に調査を行っております。

取扱調査時点で5者から取扱いがあるというふうに回答を得ておまして、そのうちの4者が入札に参加したものであり、競争性が働いているものというふうに考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最高額と今回落札した価格を比較すると、大体550万円ぐらいの差があると。1624万円の中の550万円ということなので、かなり大きな差だと思うのですが、この価格に、今回落札した価格について妥当なのかどうか。

そののと、もう一つは、今回落札したこの東北カンパニー弘前支店の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（黒沼立真） 差額は550万円くらい大丈夫ですね……高い入札札と、実際に落札した札の差が約550万円ほどあるが、妥当かどうかということでお答えしたいと思います。

発注課において、購入するドーザに必要な能力、装備等を仕様書で定め、その仕様に適合したメーカーの製品のうち、入札参加者は、自社が取扱い可能な製品で入札に参加したものでありまして、メーカーからの仕入値が必ずしも同額ではないほか、必要経費等も異なることから差額が発生したものであるというふうに捉えております。

次に、価格の妥当性につきましては、市では入札を行うに当たっては、発注課において取扱業者から参考見積書を徴取後、その内容をしっかりと精査し、契約課において調達する物品の市場価格を把握した上で適正な予定価格を定め、入札を執行することとしております。

本契約についても、適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は、参考見積価格から企業努力によって、さらに低い金額で入札したものでありまして、入札額が予算の範囲内、かつ予定価格の範囲内であることから、妥当な金額だというふうに捉えております。

続きまして、落札業者でありますコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店の概要についてお答えいたします。

契約の相手方のコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店は、メーカーである株式会社小松製作所の100%資本による、いわゆる直営のディーラーであります。また、本社の所在地は東京都でありまして、県内にある支店・営業所は、藤崎町の弘前支店のほか、青森市内に1か所、八戸、十和田、むつ市内に各1か所で合計5か所でございます。

○17番（千葉浩規委員） 納期等の今後のスケジュール、あとは老朽化したということなのですが、現在の除雪ドーザの使い方、扱いはどうなるのか答弁をお願いします。

○道路維持課長（柴田義博） まず、納期につきましてですが、納入に1年程度を要することから、納期は令和6年12月27日としております。

続きまして、更新の対象となった現在の車両はどうするのかということにお答えいたします。

現在の車両につきましては、車検の有効期限や機械の状態を見ながら、廃止のタイミングを考えていくということにしております。

○27番（清野一榮委員） この財源はどうなっていましたか、財源。

○道路維持課長（柴田義博） 財源につきましては、以前は国交省の社交金という財源がございました。ただ、昨年度から緊自債という有利な財源を今見つけまして、それを活用して、実際やっていると。起債の充当率が100%で、交付税措置率70%という財源を使っております。正式名を申し上げますね、緊急自然災害防止対策事業債という財源を利用しております。

○27番（清野一榮委員） 今、雪寒事業だのってなくなったのか。

○道路維持課長（柴田義博） 雪寒事業というのはございます。先ほどお話しした雪寒指定道路という道路を除雪する場合は、雪寒の社交金というものの利用が可能になります。ただ、それが補助率10分の6ということになっておりますのと、国の財源がなかなかうまく内示がいかないという状況になりますので、先ほどちょっとお話しした、新しいこの緊急自然災害防止対策事業債というのを今現在は活用して、有利な財源を使いながら更新しているということになっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○24番（三上秋雄委員） ちょっと聞きたいのだけれども、このドーザの更新ということで、これ、稼働率はどのぐらいになっているのか。十何台でしたか、6トン級とか8トン級とかを合わせればそのぐらいあると聞いているけれども、1台の稼働率というのはどのぐらいあるのか。

○道路維持課長（柴田義博） 今回更新します機械につきましては、経過年数が20年、走行距離が6万3685キロを走行している状況になっております。かなり老朽化もしているということで今回更新するというものでございます。

○24番（三上秋雄委員） この機械だけではなくて、更新の機械だけではなくて、道路維持課で所有している機械の稼働率というのは、大体どのぐらいになるのか。

○道路維持課長（柴田義博） すみません、稼働率というか、距離で申しますと、今回の6万3000キロという、これが一番、稼働している走行距離の機械になります。これ以外の機械もまだまだ3万キロ、2万キロというのがございますが、更新の中では一番古くて、走行距離が長い、走行距離が長いので更新するというものになっております。

○24番（三上秋雄委員） なぜ聞くかといえ、今、運転、オペレーターか、この人数というのは、この機械のほかに結構トラックとか、ロータリとかという形の中でいけば、オペレーターはどういう、間に合っているのか、ちょっと。

○道路維持課長（柴田義博） オペレーターに関しまして、まず弘前市道路維持課には、職員が

ございます。また、岩木地区・相馬地区に関しましては、臨時の季節雇用の、雇用している状況になっていまして、新しい方も今年も来ていますし、また、もともといらっしゃる方もいます。

確かに、市内全域で見ますと、オペレーターがあまり多いという状況ではないのですが、何とか雇用を、募集しながら地域のために今やっている状況でございます。

○24番（三上秋雄委員） それから、機械の入札の業者がありますよね、このメンバーを見ると大型機械とか、こういう建設機械をやっているところ、それから、そうでない会社もありますよね、農機具屋とか。これ、入札を見ればこの人たち、いっしゅう札入れでねえような感じを受けるのだけれどもさ。皆さんは、その選定の基準というのは、何をもちて入札メンバーに入れているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○契約課長（黒沼立真） 指名業者についてということなのですが、市の競争入札参加資格者名簿に登録されている県内業者のうち、このドーザは特殊車両というふうなものに属しますので、特殊車輛の項目に登録がある全24者を指名したものであります。

これまでも物品購入につきましては、通常、想定されるジャンルの登録業者を全者指名して、事務用品からこういう特殊車両に至るまで、全てにおいてそういう形で現在、入札を行っております。

○16番（木村隆洋委員） ちょっと入札の件で、先ほど千葉委員からの質疑で、5者がこのコマツ社製の除雪ドーザ11トン級を扱っていると、そのうち4者が入札に参加したと。それで、入札した業者と、一番札が高かった業者が550万円の差があると。見ていけば、このドーザ自体がコマツ社製のドーザですよ。それで、先ほどの答弁でいけば、落札した業者がコマツ社の100%直営のディーラーだというお話でした。

となれば、入札上は問題ないのかも分からないのですけれども、どう考えても、直営のディーラーのほうが入札に圧倒的に有利なような気がするのですが、その辺は問題ないのですか。

○契約課長（黒沼立真） 今回の小松製作所製の機械で札を入れたところというのは、落札したコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店だけなのですけれども、他の4者は、例えばキャタピラージャパンという会社の機械であったり、日立建機というやつのものであったり、製品を指定してはありませぬので、仕様書のほうで、いわゆる性能を、これ以上のもので札を入れてくださいというふうにやっていますので、小松製作所製だけでいけば確かに直営のディーラーのほうが有利かもしれませんが、実際にはもっと安く入れられるようなメーカーの機械で札を入れるということも考えられますので、その辺は十分競争性が保たれているというふうに考えております。

○19番（外崎勝康委員） 今の話が続くのですけれども、今回、11トン級、過去に6台入れているということなのですが、その6台のメーカーはどこなのですか、みんなコマツなのですか。そこをちょっとお知らせください。

○委員長（佐藤 哲委員） 分かっている人が手を挙げて。誰でもいいよ。

○道路維持課長補佐（西館俊樹） メーカーのほうになります。

11トン級のメーカーは、1個目がTCM、2個目がカワサキ、3個目がコマツ、以上の3者になっております。それで、11トン級は6台です。（「どこが何台入っているかと聞いているのだ」と呼ぶ者あり）すみません、TCMのほうは1台、カワサキのほうは3台、コマツが2台です。

○19番（外崎勝康委員） そうすると、コマツの2台というのは、過去に何ぼぐらい入ってい

るのかというのが、どのぐらいで入っていて、今度入るコマツの機械というのが、過去に比べてどのぐらいか、もしも分かれば、分かる範囲でいいです。性能がどの程度変わって、どういふふうによくなっているのかというのを、ぜひとも知りたいなと思っていました。どのぐらい変わって、そういうのがもし分かれば教えてください。

○道路維持課長（柴田義博） 申し訳ありません。現在、資料を持ち合わせていないので、後ほど資料を提供するという事によろしいでしょうか。

○契約課長（黒沼立真） すみません、直近でいきますと、令和5年第1回るときに、同じく11トンのドーザを1台購入しております、そのときも小松製作所製のドーザで今回の仕様と全く一緒のものなのですけれども、すみません、ちょっと正確な金額は出てこないのですが、約60万円ほど今回のほうが値上がりしております。それはやはり、石油製品の高騰に伴って、使用する鋼材とかの高騰とかに伴うものというふうに考えております。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第95号 動産の取得について（除雪ロータリ大型）

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第95号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ロータリ大型の取得に係る議案第95号につきまして、買入れする除雪ロータリのパンフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第95号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、除雪ロータリ大型1台で、取得の方法は買入れであります。取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ロータリ大型が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする除雪ロータリ大型は、株式会社N I C H I J O製のH T R 308Aで、除雪幅が2.2メートル級、機関出力が261キロワット、契約金額は5368万円、契約の相手方は有限会社尾崎自動車商会であります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） また同じような質疑になってしまうのですけれども、まず老朽化したということなのですが、同じく更新の目安や今の現状について。

二つ目は、市で保有するロータリの種類と台数、その中でこの大型の使い方。

三つ目は、2者が参加したということなのですが、この2者になったということの理由について答弁をお願いします。

○道路維持課長（柴田義博） まず、私のほうから、更新の目安と状況についてお答えいたします。

更新の目安につきましては、購入から経過した年数が標準使用年数を超過し、機械の劣化の具合や状態等を勘案し更新することとしています。今回、更新します除雪ロータリ大型につきましては、標準使用年数15.5年に対しまして18年経過しており、老朽化が著しい状況であることから更新することとしたものでございます。

続きまして、所有する除雪ロータリの種類、台数、使用方法について御説明いたします。道路維持課が所有する除雪ロータリの種類及び台数につきましては、現在、2種類ございます。小型ロータリが4台、大型ロータリが6台、合計10台所有してございます。使用方法につきましては、拡幅除雪、運搬排雪に使用している状況でございます。

○契約課長（黒沼立真） 入札が2者になった理由ということでお答えします。取扱調査時点で2者から取扱いがあるというふうに回答を得ておりまして、その2者が入札に参加したものでありまして、競争性が働いているものというふうに考えております。

○17番（千葉浩規委員） そうしたならば、この有限会社尾崎自動車商会の概要と、あとは納期等の今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（黒沼立真） 尾崎自動車の概要ということでお答えいたします。

契約の相手方の有限会社尾崎自動車商会は、五所川原市に本店を有する法人で、主に自動車や建設用車両などの販売、自動車整備を行っており、株式会社N I C H I J Oなどの指定サービス工場となっております。

○道路維持課長（柴田義博） 納期につきましてお答えします。納入に1年程度を要することから、納期につきましては令和6年12月27日としております。

○24番（三上秋雄委員） ロータリを今入れるということで、今、このロータリというのは直営で運転しているのか、貸出ししているのか。どっちなのだ。

○道路維持課長（柴田義博） 市の直営で、作業として使っております。

○24番（三上秋雄委員） せば、今は貸出しとか、そういうのでロータリを出しているとかというのではないのか。

○道路維持課長（柴田義博） 除雪ロータリに関しましては、貸出しはなく、市直営で作業をしているということになります。（「分かった」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第149号 弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第149号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第149号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度における一般職の国家公務員の給与改定に準じ、併せて地域における民間事業の従事者の給与等の状況を勘案し、一般職の職員の基本給月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

(1)は、一般職の職員に支給する期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げようとするものであります。今年度は12月分をそれぞれ0.05月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等にそれぞれ0.025月分引上げとするものであります。

(2)は、再任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。今年度は12月分をそれぞれ0.025月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等にそれぞれ0.0125月分引上げとするものであります。

(3)は、特定任期付職員に支給する期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

今年度は12月分を0.05月分引上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分引上げとするものであります。

そのほか、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、基本給表について、主に若年層の職員を対象に1.1%程度、本年4月に遡って引き上げようとするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 三つあります。一つは、これまでの経緯についてということで、一般職の国家公務員の給与改定や県人事委員会の勧告の内容、あとは労働組合等の対応はどうだったのかが一つです。

二つ目は、今回の改定の内容とその特徴について答弁をお願いします。

三つ目は、今回の改定の対象となる職員について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 三つの質疑、まず一つ目ですね。これまでの経緯についてということでございますが、国家公務員の給与改定の内容につきましては、本年8月の人事院勧告におきまして、民間企業における初任給の動向と公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏

まえまして、俸給月額について、初任給をはじめ若年層に重点を置きまして、そこから改定率を徐々に通減させる形で、全体で、全職員で平均1.1%上げを行うこととしております。あわせて、ボーナス、手当のほうにつきましては、民間の支給割合との均衡を図るために期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げるといふ勧告を行ったところであります。これを受け、先般、国のほうでは給与法の改正を行っております。あわせて本年10月、青森県人事委員会の勧告のほうがありましたけれども、こちらのほうも人事院勧告の内容と同様に、月例給及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げを行っております。以上が概要となります。

それで、職員労働組合等の対応についてということでもありますけれども、勧告等を受け、10月末より団体交渉のほうを実施しておりまして、国の勧告、県の勧告を踏まえまして、本市としても給与改定を実施するというところで、先月末に合意を得ているものであります。

次、二つ目ですね。給与改定の内容と特徴ということでもありますけれども、本市の給与改定の内容につきましては、基本給については国の制度と同様に改定、期末・勤勉手当につきましては、県と同水準に改定するものでありまして、特徴といたしましては、月例給、基本給のほうは過去5年の平均と比べ約10倍のいわゆるベースアップとなっているほか、あとは先ほどお話しした初任給の部分、大卒・高卒ともに1万円を超えている形ですけれども、こちらが平成2年以来33年ぶりとなっている点が特徴として考えられます。

あとは、今回の改定の対象ということで、人事院勧告の対象となっております、合わせて市でもですけれども、正職員及び再任用職員を対象として改定を行っておりまして、人数としては企業会計を除いて市の本庁部分で1,169人、額にして基本給と手当のほうを合わせて、おおよそ1億4900万円ほど、こちらのほうが影響額となっております。あとは職員の平均年齢が42歳ほどなのですけれども、その職員を参考に試算すると、今回の改定でいわゆる差額として増額となる部分が、おおよそ7万839円、こちらのほうが年収の増額となる形です。

○17番（千葉浩規委員） 今の物価高騰の中での、今回の改定の全体的な評価、具体的には物価高騰に追いつくような改定になっているのか、その辺をどのように判断しているのか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 内容が物価高騰に対してというか、全体の評価ということですが、なかなか評価というのは難しいので所感ですけれども、今回、給与改定というのが、県の人事委員会のほうでは決め方として消費者の物価指数、あとはいわゆる標準の生計費、あとは民間企業の動向といったものを踏まえて、いわゆる地方公務員の給与決定の原則を踏まえて決定しているというところがありますので、そちらのほうはなかなか評価ということは難しいのですけれども、今回の内容が、先ほどお話ししたとおり、若年層に重きを置いた大幅な増額改定、全体ですけれども、そういった中で、市のほうでも地域課題が複雑・多様化する中で、職員が日々、業務に大変な思いをして邁進している中で、いわゆるモチベーションのアップというか、意欲向上のほうには寄与しているのではないかなというふうには考えております。

あとは、物価高騰に追いつく改定になっているかという御質疑ですけれども、こちらのほうはなかなか、職員それぞれ、いろいろな家庭事情とかもあるので、消費活動もそれぞれでするので、そちらのほうで一定のこうだという所感はなかなか難しいところがあるので。

○17番（千葉浩規委員） 若年層ということですが、やっぱり50代の方も、息子、娘が大学に通っていると本当に大変なのではないかなというふうに思います。

そこで、質疑なのですが、今回、給与改定と、この職員の消費行動を通じて市全体の経済にもいろいろと波及していくのではないかなというふうに思うのですが、市全体の経済に

与える影響をどのように考えているのかということと、今後の支給のスケジュールについて答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 経済への波及効果ということですが、こちら先ほどお話ししたとおり、様々、皆さんは家庭事情があります。それで、委員からお話のあった、例えば高齢の職員で大学の御子息がいらっしゃるとか、そういった場合も手当の部分については基本給が高いとその分に割合がかかりますので、基本給部分はどんどん上げ幅が少ないのですけれども、手当の部分については元が高いので、その分ということで多少、そういった部分はあるのかなと思います。

それで、やっぱり様々、職員の生活様式が異なりますので、一概に経済効果というお話は難しいのですけれども、いずれにしろ、さっきお話しした1億4000万円からのお金が職員に支給されることとなりますので、その分の消費行動というのはあるのかなと。

あとはスケジュールですが、差額支給につきましては、年内に、今議決を頂ければ速やかに支給処理のほうを進めて、年内には支給する方向で考えております。27日を予定しています。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第147号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案

議案第148号 弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第147号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案並びに議案第148号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第147号及び第148号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第147号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第148号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、一括して御説明申し上げます。大変申し訳ありませんが、順序を逆にして148号、147号の順で御説明申し上げます。

議案第148号は、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧ください。

お願いいたします。

資料にありますとおり、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げようとするものであります。今年度は12月分を0.05月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分引き上げとするものであります。

次に、議案第147号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、常勤の特別職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、常勤の特別職の職員と同様となっております。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 議案第147号及び第148号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 一括して質疑させていただきます。

議員報酬の28人分の増額の総額、あとは特別職4人分の増額の総額について。

二つ目は、今回、審議会が開催されていないようなのですけれども、これをどのように考えればいいのか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） まず、議員報酬と特別職の報酬の額ということで、議員につきましては議長、副議長及び議員26名の合計28名で、総額で87万5940円の増額となっております。特別職につきましては、市長、副市長、代表監査委員及び教育長の4人分で19万3200円の増額となっております。

二つ目が、今回、審議会を開催していない理由ということですが、特別職の報酬等審議会の意見を聞く内容、いわゆる諮問事項としましては、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額、あとは市長等の退職手当の額に関することとなっております。今回の改正は、議員報酬そのものの額、市長等の給料の額の改定ではなくて、期末手当の支給割合の改定であることから、審議会は開催せず、意見のほうも聴取しておりません。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第147号及び第148号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 私は、議案第147号及び議案第148号について、反対の立場から討論を行います。

従来から会派日本共産党は、特別職と議員の報酬等の増額には反対の態度を取り続けてまいりましたので、今回においても反対の態度を取らせていただきます。

今回の一般職の改定でも賃上げが物価上昇に追いついておらず、また、会計年度任用職員についてはなおさらです。

さらに、市民感情から見ても受け入れられないのではないかとこの点も配慮し、反対の態度を従来どおり取らせていただき、討論とさせていただきます。

○16番（木村隆洋委員） 議案第147号、148号に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の特別職及び議員の期末手当に係る支給割合の改定については、理事者からの説明でも明らかなように、一般職の給与の改定状況や国、県、他市の状況を勘案して改定しようとするものであって、当市が独自に行うものではありません。

国においては、内閣総理大臣などの特別職や国会議員の期末手当の支給割合について、一般職の職員の改定に準じて引き上げられております。

青森県においても、知事などの特別職や県議会議員の期末手当について、支給割合を引き上げる条例案が可決されているところであります。

これまでも特別職の給与及び議員の報酬のうち、期末手当の支給割合については、引上げ、引下げ、どちらの場合においても、一般職の改定状況や国、県、他市の状況を勘案の上、改定しており、今回も同様の取扱いであることから、趣旨妥当と認め、本案については賛成するものであります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第147号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第148号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時03分 散会】